

経済産業省告示第249号で公表した、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五条の三第二項の規定に基づく、同条第一項の届出に係る平成十八年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量の一部を次のとおり訂正する。

平成20年1月23日

経済産業大臣 甘利 明

通し番号	化学物質の名称	製造数量及び 輸入数量を合 計した数量 (単位 トン)
14	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール を削除する。	2
19	塩素化パラフィン（C11、塩素数7～12） の製造数量及び輸入数量を合計した数量24トン を10トンに訂正する。	24
25	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール の製造数量及び輸入数量を合計した数量2トン を1トンに訂正する。	2